

令和8年度飛び出せ！海外へ。販路拡大事業（専門家派遣・商談会）仕様書

1 業務名

令和8年度飛び出せ！海外へ販路拡大事業（専門家派遣・商談会）

2 業務の概要

国内市場の縮小が懸念される中、岡山県産品の海外販路拡大を目指し、専門家による伴走支援及び商談・販売機会の創出を行う。県内事業者が海外販路開拓に必要な知識・スキル・商流構築力を高め、自立的な海外展開ができる素地を形成することを目的とする。

3 委託業務

県が作成した「岡山県産品（加工食品・雑貨等）海外販路開拓ガイドライン（令和7年10月）」を参考とし、下記の業務を実施する。

(1) 専門家派遣による伴走支援

本伴走支援は、海外販路開拓に必要な知識・経験を有する専門家を受託者が選定し、これら専門家による支援を通じて事業者の課題解決とスキル向上を図るものである。

① 支援対象事業者の募集・選定

- ・支援対象事業者は、海外展開を希望する県内の中小企業とし、4者以上を支援することとする。
- ・受託者は、支援対象事業者を募集する際に県及び関係機関等と連携し、セミナーやイベントを活用するほか、必要に応じて企業訪問を実施するなど、可能な限り周知機会を確保し、広く募集を行うことで、応募者の確保に努める。
- ・受託者は早期の事業着手に努め、応募状況に応じて柔軟に対応するものとする。
- ・支援の申込みについて、応募者の希望する支援内容が本事業の趣旨に合致すると判断できれば、受託者は当該応募者を支援対象事業者とする。なお、支援申込みが多数となった場合などは、必要に応じて受託者が支援対象事業者の選定を行う。

② 専門家の選定

- ・受託者は、支援対象事業者の決定後、支援内容に応じた適切な専門家を選定する。なお、専門家の選定にあたり、受託者は支援対象事業者へのヒアリング、専門家との面談を行うなど、必要な調査等を行うことができる。

③ 伴走支援の実施

- ・伴走支援は、1者につき8回程度とする。なお、支援回数は支援の状況に応じて増減させることができる。また、オンライン会議を活用するなど、効率的な運用に努めること。
- ・支援対象事業者の課題やニーズに応じて、商談会・展示会への同行、又は海外渡航を伴う市場調査・販路開拓等への同行を行う。ただし、同行の上限は以下のとおりとする。

- 国内での商談会・展示会等：1者につき1回まで
- 海外での商談会、展示会、市場調査等：1者につき1回まで

④ 支援の総括・全体整理

- ・受託者は、伴走支援の終了時に、支援の実施状況を総括し、支援対象事業者が今後自立的に海外展開するための方向性の検討を支援するものとする。

(2) 海外向け商談会の開催

本商談会は、県内事業者の海外展開を促進するため、国内の輸出商社等に加え、これら商社と取引のある現地ディストリビューター等の海外バイヤーを招聘し、県内事業者との商談機会を提供することを目的として実施する。

① 商談会の開催

(a) 開催方法

- ・開催形式は完全対面方式とする。
- ・開催場所は岡山県内とし、会場の選定・手配は受託者が行う。

(b) 招へい対象

- ・国内輸出商社：8者以上
- ・海外バイヤー：3者以上

(c) 招へいに係る費用

- ・海外バイヤーの招聘に係る費用（航空券、宿泊費、来県後の移動費等）は、すべて委託料に含めるものとする。

(d) 参加企業

- ・県内事業者について、20者以上が参加可能となる規模で商談会を設計する。

(e) 商談方式

- ・商談会は事前マッチング方式とし、商談時間、商談枠数、マッチング方法は受託者が最適に設定する。

② セミナー・勉強会の開催

- ・商談会の効果的な運営のため、現地情報やバイヤーニーズに関する勉強会や事業者の知識・商談スキル向上を目的としたセミナー等を開催する。

③ 通訳・翻訳・アテンド対応

- ・必要に応じて商談資料の翻訳及び会場での通訳対応を実施する。
- ・海外バイヤー招へい時は希望する県内事業者の企業訪問を行い、商談の活性化を促進する。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託料

委託料は、10,025,310円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議すること。
- (2) 受託者は、県からの簡易な問い合わせに対して適切に対応すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た企業秘密、個人情報その他秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。また、自己の利益のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

7 会計関係帳簿等の整備

受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存するものとする。